代理受領について

令和４年度から『老朽危険空き家等解体撤去工事補助金』において、資金面で少しでも所有者等の負担を軽減し、解体を促進させることを目的に、代理受領制度を導入しました。

つきましては、補助の申請に際し、申請者は代理受領を選択することができます。代理受領を選択した場合、申請者は補助金を差引いた金額を施工業者に支払い、補助金は施工業者に振り込まれることとなり、**申請者は、工事費と補助金の差額分のみ準備すればよいため、当初の費用負担が軽減されます。**

代理受領を希望する場合、施工業者と協議し同意を得た上で[注]、交付申請の際に『代理受領予定届出書』、実績報告の際に『代理受領委任状』を提出して下さい。

注　代理受領の場合、施工業者は補助金分の資金受取が、申請者が実績報告書を提出した後の約１カ月後となるため、代理受領を利用するには施工業者の協力が必要です。
なお、市は代理受領を受け入れてくれる業者の斡旋(紹介等)は出来ません。申請者自ら業者を探していただく必要があります。

・代理受領制度のイメージ図

例：補助対象工事費150万円、補助金額30万円の場合

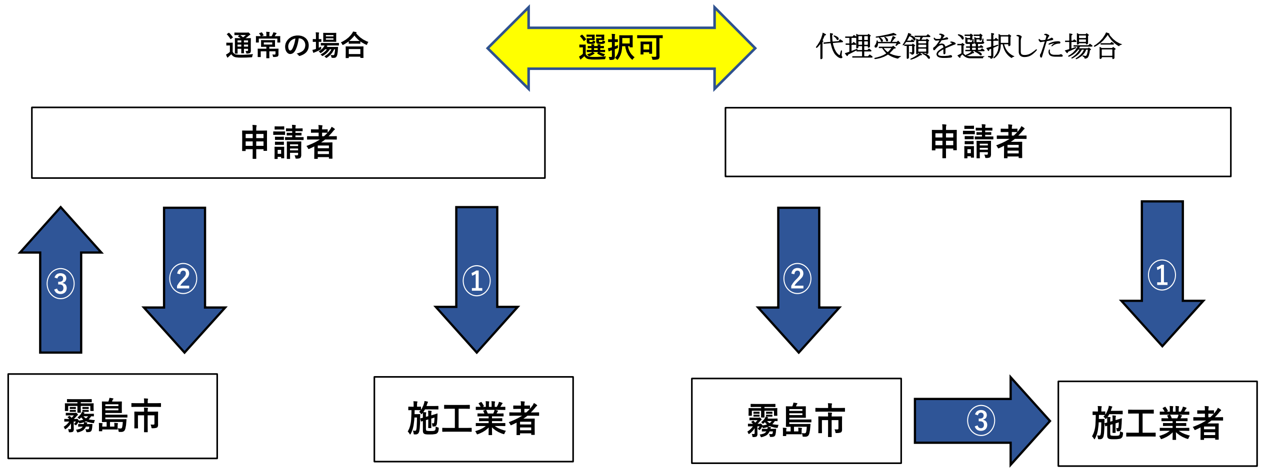

通常の場合	代理受領を選択した場合
①施工業者へ工事費（150万円）の支払い	①施工業者へ補助金額を差し引いた分の工事費（120万円）の支払い
②市へ実績報告書の提出（150万円分の領収書を添付）	②市へ実績報告書の提出（120万円分の領収書を添付）
③市から申請者へ補助金（30万円）の支払い ※②提出の約1カ月後	③市から施工業者へ補助金（30万円）の支払い ※②提出の約1カ月後